

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。 ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。 よって議案第六十号昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) これより十一時まで休憩いたします。  
午前十時四十六分 休憩

午前十一時 開議

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第九議案第六十一号業務委託に関する協定書の同意方についてを議題いたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長からご報告を願います。

(建設委員長大野行夫君登壇)

○建設委員長(大野行夫君) 審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照  
引き続き補足説明を申しあげます。

本件は新都市建設公社の理事長である近藤龍一氏との間で協定をしようとするものであるとの説明があり、質疑において各委員より整理前後の土地の評価案の作成と評価委員との関係、また評価委員の立場等についての質問がなされまして、市長の囑託として農協組合員、市助役また登記所の所長等を市長が推せんして、審議会の同意を得て決定し、作業の方法は公社の作成した整理前後の土地評価案、道路幅員、駅からの距離等を標準に公共施設の現在の面積の状況、整理前、整理後の評価額等土地の評価も変わってくるので、これの評価案の作成、また評価は基本的に評価委員の意見を聞いて決定する。案の作成は公社が行うが最終的には評価委員が案をきめていく。このような質疑応答の中

におきまして、委員会といたしましては全員一致をもって原案を同意した次第でございます。

よろしくご審議いただきまして、委員会の決定どおり同意されますようお願いいたしまして審査報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十一号につきましては、討論を省略し委員会報告どおり同意されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第六

十一号業務委託に関する協定書の同意方については委員会審査報告のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十議案第六十三号昭島市道を区域内に認

定するについての承諾についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本六十三号議案につきましては六日の提案理由の説明に對しまする一番貫井議員よりの、行政区域に関する質問がなされた關係につきましてを中心に審議いたしまして、本件につきましては道路法第八条第四項であり、これは行政区内に他市の道路を認定するも

のであり、行政区の変更とはならない。議会の決定を待つて承諾することが地方自治法に規定されている。地方自治法第二百四十四条の三の第一項が適用されるようになる。このような法的な説明がありまして、委員会といたしましては全員一致原案を可決した次第でございます。

よろしくご審議ご可決ありますようお願いいたします。審査報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君

福生市議会



から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十三号

昭島市道を区域内に認定するについての承諾については委員会審査報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十一議案第六十四号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本市道路線につきましては、委員より舗装工事は完了してい

るかどうかという質疑がなされまして、この中で新たに認定いたしま  
する二七七号線については完了している。また一二四〇、一二四一号線は  
寄付道路であり、今後逐次これを整備をしていきたいというよう  
な質疑応答がなされまして、本六十四号議案につきましては全員  
一致をもって原案どおり可決した次第でございます。  
よろしくご審議ご可決いただきますようお願いいたします。  
審査報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十四号については、討  
論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時

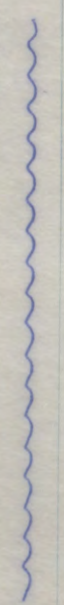


君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報  
告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり  
決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十

四号市道路線の認定については委員会審査報告のとおり可決さ  
れました。



○議長（塩野鉄之助君） 日程第十二議案第六十五号市道路線の廃止につ  
いてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長か  
らご報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお六十五号議案の市道路線の廃止でございますが、各議会にい

ままでも提出されました路線廃止につきましては、そのつど報告しておりますとおりでございまして、委員の中よりもやはり廃止後の払い下げの方向についてを中心にした質疑がなされましたが、廃止の議決を得てその後実地測量をし、国に払い下げ申請をし、利用についてはその後考えていきたいとの答弁がなされ、本六十五号議案につきましては全員一致をもって原案を可決した次第でございまして、

よろしくご審議ご可決いただきますようお願いいたしまして報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十五号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十五号市

道路線の廃止については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十三陳情第五号民間日雇労働者に対する

夏期手当支給に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君） 審査報告をいたします。

（陳情審査報告書朗読） 別添参照

本陳情につきましては、昨年度におきましても夏期におきまして二

老字押入

万九千円の五名分、また冬期におきましても三万五千円の五名分の支給をなされておりました。陳情五号に出されました本夏期手当の支給につきましても、金額につきましては理事者間におきましてよく検討され、現在の物価高等を見合まして支給されたい。このような要望をいたしまして、委員会といたしましては採択した次第でございます。よろしくご審議 採択されますようお願いいたしまして報告いたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

陳情第五号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって陳情第五号は

福生市議会

議六十五

委員会報告どおり採択と決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十四陳情第六号地域会館建設に関する陳

情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長貫井喜代次君登壇)

○総務委員長(貫井喜代次君) 審査報告を申し上げます。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

引き続き審査の概要をご報告申し上げます。

この地域会館建設に関する陳情については、さきに本町七町会からの請願二件もすでに採択しており、内容もまた同じものと考えられるので採択すべきである。また採択に異議があるものではないか陳情書の内容において「不良米軍人軍属」ということが書かれているが陳情書受理の際、今後このような点に注意すべきではないか等の質疑ならびに意見があり、採決の結果、当委員会としては全会一

老字訂正

致採択すべきものと決定いたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、当委員会報告どおりご決定くださるようお願い申しあげまして、補足説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

陳情第六号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって陳情第六号は委員会報告どおり採択と決定いたしました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十五閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

福 生 市 議 会

総務・建設の両委員長から、目下審査中の案件について会議規則第七十条の規定により、お手元にご配付してあります申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありましたので、議事係長をして朗読いたさせます。

（市川議事係長朗読） 別添参照

○議長（塩野鉄之助君） 朗読は終わりました。

おはかりいたします。本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十六特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件について三常任委員会から継続調査の要求がありましたので、お手元にご配付の特定事件継続調査事項表のと

おり閉会中の継続調査に付したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よつて本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 追加日程第一陳情第七号学童保育所設置に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(塩野鉄之助君) 以上で朗読は終了しました。

本陳情書について意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で意見を終ります。

陳情第七号については、お手元にご配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託し、閉会中の継続審査といたします。



○議長(塩野鉄之助君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和四十九年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時二十五分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 塩野鉄之助

議員 高坂 忠

議員 関 米吉

議員 中 尾 一

写

福企発第 1120 号  
昭和49年6月15日

福生市議会議長

塩 野 鉄 之 助 殿

福生市長 石 川 常太郎 ㊟

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、昭和48年度福生市繰越明許費繰越計算書を、つぎのとおり報告します。

昭和48年度福生市繰越明許費繰越計算書

| 款   | 項     | 事業名            | 金 額         | 翌年度<br>繰越額  | 左 の 財 源 内 訳 |                      |               |
|-----|-------|----------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|---------------|
|     |       |                |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定<br>財源<br>国庫支出金 | 一般財源          |
| 土木費 | 都市計画費 | 武蔵野幹線<br>排水路事業 | 円           | 円           | 円           | 円                    | 円             |
|     |       |                | 297,800,000 | 160,560,963 | 0           | 163,800,000          | △<br>3239,037 |

福  
生  
市  
議  
会

